

○国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程

〔平成17年10月3日〕  
規程第2号

最終改正 令和4年3月8日 規程第4号

国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則(平成17年規則第1号)第8条の規定に基づき、経営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則(法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他法人の経営に関する重要事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
  - (2) 学長が指名する理事及び副学長
  - (3) 学長が指名する職員
  - (4) 本法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの
- 2 経営協議会の委員の過半数は、前項第4号の委員でなければならない。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、協議会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した理事又は副学長が職務を代行する。  
(定足数)

第6条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことはできない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(専門委員会)

第7条 協議会は、その所掌事項を専門的に調査検討するため専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 協議会に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

1 この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

2 この規程施行後最初の委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとする。

3 この規程施行後最初の委員の任期満了後、引き続き在任する委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成18年3月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。